



目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	1
○公共測量の作業期間の変更の通知 (用地対策課)	1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	1
○道路の区域変更 (道 路 課)	1
○道路の供用開始 (")	1
○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園下水道課)	2
公 告	
○平成28年二級建築士試験の実施 (建築指導課)	2
○平成28年木造建築士試験の実施 (")	3
高知県収用委員会公告	
○公示による送達 (2・26揭示)	4

告 示

高知県告示第99号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

平成28年3月1日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
夜須診療所	香南市夜須町手結298-30	平27・12・1
花りん薬局	吾川郡いの町天王北三丁目2-1	" " "

佐々木歯科診療所	香美市香北町美良布1801番地1	平28・1・1
----------	------------------	---------

高知県告示第100号

平成27年10月高知県告示第602号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量について、国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり作業期間を変更する旨の通知を平成

28年2月22日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
平成28年3月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類 公共測量（基準点測量、現地測量及び路線測量）
- 作業期間 (変更前) 平成27年9月24日から平成28年2月29日まで (変更後) 平成27年9月24日から平成28年3月31日まで
- 作業地域 幡多郡黒潮町の一部

高知県告示第101号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央西土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年3月1日

高知県知事 尾崎 正直

吾川郡仁淀川町榎田（追加）
(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
13	吾川郡仁淀川町川渡字西屋敷	7112
14	" " " "	13851
15	" " " "	13864-2
16	" " " 字堂ノ壱	7185
17	" " " "	7219
18	" " " 字西屋敷	7087-1
19	" " " "	7091-1
20	" " " "	7107-3
21	" " " "	7111

(2) 区域

標柱13から19までを順次に直線で結んだ線、標柱19と20を町道中宮谷山線に沿って結んだ線、標柱20と21を直線で結ん

だ線及び標柱21と13を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成28年3月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成28年3月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 新居中島
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐市中島字是吉10番3	前	6.4	36
		8.6	
土佐市中島字是吉10番3	後	A	6.4
			8.6
土佐市高岡町字東竜雲甲40番2から土佐市中島字東是吉29番1まで	後	B	10.6
			39.5

高知県告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成28年3月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成28年3月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 新居中島
- 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日

土佐市高岡町字東竜雲甲40番2から 土佐市中島字東是吉29番1まで	240	平成28年3月1日
--------------------------------------	-----	-----------

高知県告示第104号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成28年3月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称
高知市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
昭和45年6月高知県告示第267号高知広域都市計画下水道事業（高知市公共下水道）
- 3 事業施行期間
昭和45年6月2日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
平成26年4月高知県告示第251号の事業地に高知市山手町字アマヲカ及び字ヲキヤシキ、中須賀町字新田、字中須賀、字南中須賀、字イカタツ、字車田、字古川及び字南カグソ、北端町字南四良岡及び字カグソ、赤石町字赤石及び字古川ミドロ、旭駅前町字古川、字赤石、字郷境及び字南カグソ、薊野東、朝倉甲字船戸、字中通、字榊及び字神田縄、朝倉乙字福止、朝倉丁字シゲタカ、字松原山、字中尾谷及び字水久谷、朝倉戊字荒巻、神田字五反田、字西山、字中沢、字辰ノ尾、字後藤山、字丸池、字サ子モリ、字カケガ子、字地京谷及び字奥地京谷、みづき一丁目、みづき三丁目、円行寺字鼻谷、字天神口及び字姥ヶ淵、春野町南ヶ丘一丁目、春野町南ヶ丘二丁目、春野町南ヶ丘三丁目、春野町南ヶ丘四丁目、春野町南ヶ丘五丁目、春野町南ヶ丘六丁目、春野町南ヶ丘七丁目、春野町南ヶ丘八丁目、春野町南ヶ丘九丁目、春野町平和字平和並びに春野町芳原字愛宕山地区内を加え、同事業地のうち同市中須賀町字柳ヶ内、朝倉西町一丁目、朝倉東町、朝倉南町、朝倉甲字糞原、朝倉丁字下市尾及び字川ノ上、神田字大通寺、字寺山ノハナ、字船岡山及び字船岡並びに鶴来集地区内において事業地を変更する。

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成28年二級建築士試験を次のとおり行う。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定に基づき、高知県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成28年3月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 受験資格
受験資格を有する者は、平成28年7月2日において建築士法第15条各号のいずれかに該当する者とする。
- 2 受験の申込み手続等
 - (1) インターネットによる受験申込み
インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。
 - ア 受験申込みの受付期間及び受付時間
 - (ア) 受付期間
平成28年3月22日（火）から同月29日（火）まで
 - (イ) 受付時間
受付を開始する日の午前10時から受付を終了する日の午後4時まで
 - イ 受験申込みの方法
公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力して申し込むこと。
 - (2) 受験申込書による受験申込み
 - ア 受験申込書の配布
 - (ア) 郵送による配布
 - a 配布請求の方法
 - (a) インターネットによる配布請求
公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力して申し込むこと。
 - (b) ファクシミリによる配布請求
公益財団法人建築技術教育普及センター 受験申込書配布係（ファクシミリ番号042-628-3550）に、送付先の住所、氏名及び電話番号を明記して申し込むこと。
 - b 配布請求の受付期間及び受付時間
 - (a) 受付期間
平成28年2月29日（月）から同年3月18日（金）まで
 - (b) 受付時間
受付を開始する日の午前10時から受付を終了する

- 日午後5時まで
- (イ) 直接配布による配布
 - a 配布期間
平成28年3月7日（月）から同年4月11日（月）まで
 - b 配布場所
高知市本町四丁目2-15 高知県建設会館3階 公益社団法人高知県建築士会
- イ 受験申込み
 - (ア) 郵送による受験申込み
郵送による受験申込みについては、平成27年以前に二級建築士試験の受験をしたことがある者のうち、当該平成27年以前の受験に係る二級建築士試験の受験票若しくは合否の通知書が貼付されている者又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で勤務先の証明書若しくは住民票の写しが添付されている者に限り行うことができる。
 - a 受験申込みの受付期間
平成28年3月14日（月）から同月29日までとし、受付を終了する日の消印のあるものまで受け付ける。
 - b 受験申込書の送付先
東京都千代田区紀尾井町3番6号 紀尾井町パークビル 公益財団法人建築技術教育普及センター本部
 - c 受験申込書の送付方法
簡易書留で郵送すること。
 - (イ) 直接提出による受験申込み
 - a 受験申込みの受付期間及び受付時間
平成28年4月7日（木）から同月11日までの午前10時から午後5時まで
 - b 受験申込書の提出先
高知市本町四丁目2-15 高知県建設会館3階 公益社団法人高知県建築士会
- 3 試験の日時及び場所
 - (1) 試験の日時
 - ア 学科の試験
平成28年7月3日（日）午前10時から午後5時10分まで
 - イ 設計製図の試験
平成28年9月11日（日）午前11時から午後4時まで
 - (2) 試験の場所
高知市棧橋通二丁目11番6号 高知県立高知工業高等学校
- 4 受験手数料
16,900円
- 5 合格者の発表及び合否の通知

<p>(1) 合格者の発表日 ア 学科の試験の合格者 平成28年8月23日(火)(予定) イ 設計製図の試験の合格者 平成28年12月1日(木)(予定)</p> <p>(2) 可否の通知 学科の試験及び設計製図の試験の受験者には、それぞれ可否の判定結果を通知し、それぞれの試験の不合格者には、試験の成績を併せて通知する。</p> <p>6 その他 (1) 設計製図の試験の課題は、平成28年6月8日(水)(予定)から公益財団法人建築技術教育普及センター各支部及び公益社団法人高知県建築士会の事務所に掲示するほか、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(http://www.jaeic.or.jp/)に掲載するとともに、学科の試験の場所においても掲示する。 (2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込み時にその旨を申し出ること。</p> <p>~~~~~</p> <p>建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、平成28年木造建築士試験を次のとおり行う。 なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定に基づき、高知県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。 平成28年3月1日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 受験資格 受験資格を有する者は、平成28年7月23日において建築士法第15条各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>2 受験の申込み手続等 (1) インターネットによる受験申込み インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。 ア 受験申込みの受付期間及び受付時間 (ア) 受付期間 平成28年3月22日(火)から同月29日(火)まで (イ) 受付時間 受付を開始する日の午前10時から受付を終了する日の午後4時まで イ 受験申込みの方法 公益財団法人建築技術教育普及センターのホームペー</p>	<p>ジ(http://www.jaeic.or.jp/)において、必要な事項を入力して申し込むこと。</p> <p>(2) 受験申込書による受験申込み ア 受験申込書の配布 (ア) 郵送による配布 a 配布請求の方法 (a) インターネットによる配布請求 公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(http://www.jaeic.or.jp/)において、必要な事項を入力して申し込むこと。 (b) ファクシミリによる配布請求 公益財団法人建築技術教育普及センター 受験申込書配布係(ファクシミリ番号042-628-3550)に、送付先の住所、氏名及び電話番号を明記して申し込むこと。 b 配布請求の受付期間及び受付時間 (a) 受付期間 平成28年2月29日(月)から同年3月18日(金)まで (b) 受付時間 受付を開始する日の午前10時から受付を終了する日の午後5時まで (イ) 直接配布による配布 a 配布期間 平成28年3月7日(月)から同年4月11日(月)まで b 配布場所 高知市本町四丁目2-15 高知県建設会館3階 公益社団法人高知県建築士会</p> <p>イ 受験申込み (ア) 郵送による受験申込み 郵送による受験申込みについては、平成27年以前に木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、当該平成27年以前の受験に係る木造建築士試験の受験票若しくは可否の通知書が貼付されている者又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で勤務先の証明書若しくは住民票の写しが添付されている者に限り行うことができる。 a 受験申込みの受付期間 平成28年3月14日(月)から同月29日までとし、受付を終了する日の消印のあるものまで受け付ける。 b 受験申込書の送付先 東京都千代田区紀尾井町3番6号 紀尾井町パークビル 公益財団法人建築技術教育普及センター本</p>	<p>部 c 受験申込書の送付方法 簡易書留で郵送すること。 (イ) 直接提出による受験申込み a 受験申込みの受付期間及び受付時間 平成28年4月7日(木)から同月11日までの午前10時から午後5時まで b 受験申込書の提出先 高知市本町四丁目2-15 高知県建設会館3階 公益社団法人高知県建築士会</p> <p>3 試験の日時及び場所 (1) 試験の日時 ア 学科の試験 平成28年7月24日(日)午前10時から午後5時10分まで イ 設計製図の試験 平成28年10月9日(日)午前11時から午後4時まで (2) 試験の場所 ア 学科の試験 高知市棧橋通四丁目15-68 高知職業能力開発促進センターポリテクセンター高知 イ 設計製図の試験 高知市棧橋通二丁目11番6号 高知県立高知工業高等学校</p> <p>4 受験手数料 16,900円</p> <p>5 合格者の発表及び可否の通知 (1) 合格者の発表日 ア 学科の試験の合格者 平成28年9月6日(火)(予定) イ 設計製図の試験の合格者 平成28年12月1日(木)(予定) (2) 可否の通知 学科の試験及び設計製図の試験の受験者には、それぞれ可否の判定結果を通知し、それぞれの試験の不合格者には、試験の成績を併せて通知する。</p> <p>6 その他 (1) 設計製図の試験の課題は、平成28年6月8日(水)(予定)から公益財団法人建築技術教育普及センター各支部及び公益社団法人高知県建築士会の事務所に掲示するほか、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(http://www.jaeic.or.jp/)に掲載するとともに、学科の試験の場所においても掲示する。 (2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込み時にその旨を申し出ること。</p>
--	---	---

収 用 委 員 会 公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、高知県収用委員会事務局において保管しているため、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成28年3月18日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。

平成28年2月26日（揭示済）

高知県収用委員会会長 山下 訓生

1 書面の種類

平成28年2月24日付け権利取得及び明渡しの裁決書

2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名

(1) 宿毛市山奈町山田字陰平山6144番10、6144番11、6144番12、6144番13、6144番14、6144番15、6144番16、6144番17、6144番18及び6144番19並びに字楠城山6146番6及び6146番7の土地の関係人（土地に関する所有権以外の権利を有する者）のうち次の者

所在地不明

上海優佳工貿有限公司 代表者 総経理 沈 聡

(2) 宿毛市山奈町山田字陰平山6144番10、6144番11、6144番12、6144番13、6144番14、6144番15、6144番16、6144番17、6144番18及び6144番19並びに字楠城山6146番6及び6146番7の土地の関係人（物件所有者）のうち次の者

所在地不明

上海優佳工貿有限公司 代表者不明

所在地不明。ただし、閉鎖事項全部証明書上の所在地

香川県丸亀市土器町西一丁目200番地1

青石渠株式会社 代表清算人不明